

青森県報

第六百三号

令和五年
四月二十四日
(月曜日)

目次

- 介護保険法による居宅サービス事業者の指定……………(高 齢 福 祉 保 険 課) ……一
- 特定行為業務の登録……………(同) ……一
- 社会福祉士及び介護福祉士法による研修機関の登録……………(同) ……一
- 漁船保険付保義務の同意を求めめるための届出……………(三 八 地 域 民 局) ……二
- 右 同……………(同) ……二
- 右 同……………(同) ……二
- 土地改良区の定款変更の認可……………(三 八 地 域 民 局) ……三
- 右 同……………(同) ……三
- 土地改良区の管理規程の変更の認可……………(上 北 地 域 民 局) ……三
- 右 同……………(同) ……四

出先機関

告 示

青森県告示第三百十九号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第四十一条第一項本文の規定により、次

のとおり居宅サービス事業を行う者を指定したので、同法第七十八条第一号の規定により公示する。

令和五年四月二十四日

青森県知事 三 村 申 吾

名称又は氏名 合同会社 SORA	主たる事務所の所在地又は住所 南津軽郡田舎館村大字田舎館二丁目一七四の二	居宅サービスの種類 訪問介護	名称 訪問看護ステーション ひだまり	所在地 弘前市大字田園二丁目三の九	指定年月日 令和五・四・二四
---------------------	---	-------------------	-----------------------	----------------------	-------------------

青森県告示第三百二十号

社会福祉士及び介護福祉士法（昭和六十二年法律第三十号）附則第二十七条第一項の規定により、次のとおり特定行為業務の登録をしたので、同条第二項において準用する同法第四十八条の八第一号の規定により公示する。

令和五年四月二十四日

青森県知事 三 村 申 吾

登録番号 〇三〇〇二 三九	登録年月日 令和四・四・二六	氏名又は名称 八戸医療生活協同組合	住所 八戸市南一丁目一七の二	事業名称 介護付有料老人ホーム生活協同組合	所在地 八戸市田園一三の八	業務開始年月日 令和四・五・一	備考 特定施設入居者生活介護
---------------------	-------------------	----------------------	-------------------	--------------------------	------------------	--------------------	-------------------

青森県告示第三百二十一号

社会福祉士及び介護福祉士法（昭和六十二年法律第三十号）附則第十一条第二項の規定により、次のとおり喀痰吸引等研修を行う者の登録をしたので、同法附則第二十

四条第一号の規定により公示する。

令和五年四月二十四日

青森県知事 三 村 申 吾

登録番号	〇二二〇〇〇
登録年月日	令和五・二・一九
氏名又は名称	株式会社 プレゼン デイ・カル
住所	神奈川県横浜市西区高島一丁目二の五
事業名称	株式会社 プレゼン デイ・カル
所在地	青森市長島二丁目一三の二
業務開始年月日	令和五・二・一

青森県告示第三百二十二号

漁船損害等補償法施行令（昭和二十七年政令第六十八号）第五条第一項の規定により、漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第一百二十二条第一項の規定による同意を求めるための届出があったので、同令第五条第三項の規定により、次のとおり公示し、届出に係る指定漁船調書を次のとおり縦覧に供する。

令和五年四月二十四日

青森県知事 三 村 申 吾

届出事項	加入区 の名称		期 間	場 所
	発起人の住所及び氏名	階上		
指定漁船調書の縦覧	三戸郡階上町大字道仏字小舟渡五七 黒坂 一男	三戸郡階上町大字道仏字山九の二二 下道 徳治	令和五年四月二十四日から 同年五月八日 まで	階上漁業協同組合
	三戸郡階上町大字道仏字浜久保一四の一 〇三			
	玉川 正人			

青森県告示第三百二十三号

漁船損害等補償法施行令（昭和二十七年政令第六十八号）第五条第一項の規定により、漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第一百二十二条第一項の規定による同意を求めるための届出があったので、同令第五条第三項の規定により、次のとおり公示し、届出に係る指定漁船調書を次のとおり縦覧に供する。

令和五年四月二十四日

青森県知事 三 村 申 吾

届出事項	加入区 の名称		期 間	場 所
	発起人の住所及び氏名	はちのへ		
指定漁船調書の縦覧	八戸市大字湊町字繩張五 榎本 誠一	八戸みなと漁業協同組合	令和五年四月二十四日から 同年五月八日 まで	
	八戸市大字白銀町字右石淵通一六の五 五戸 敏晴			
	八戸市大字大久保字坂ノ脇一五の八 河村 吉則			

青森県告示第三百二十四号

漁船損害等補償法施行令（昭和二十七年政令第六十八号）第五条第一項の規定により、漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第一百二十二条第一項の規定による同意を求めるための届出があったので、同令第五条第三項の規定により、次のとおり公示し、届出に係る指定漁船調書を次のとおり縦覧に供する。

令和五年四月二十四日

青森県知事 三 村 申 吾

届出事項	指定漁船調書の縦覧
------	-----------

加入区 の名称	発起人の住所及び氏名	期 間	場 所
百石	上北郡おいらせ町一川目三丁目七三の七 六 上北郡おいらせ町一川目二丁目七三の二 〇〇 上北郡おいらせ町松原一丁目一六四 北向 清吉 工藤 徳康	令和五年四月 二十四日から 同年五月八日 まで	百石町漁業 協同組合

出 先 機 関

土地改良区の定款変更の認可

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、田子町土地改良区の定款の変更を令和五年四月十三日認可したので、同条第三項の規定により公告する。

令和五年四月二十四日

三八地域県民局長

菅

孝

土地改良区の定款変更の認可

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、市浦土地改良区の定款の変更を令和五年四月十二日認可したので、同条第三項の規定により公告する。

令和五年四月二十四日

西北地域県民局長

長

内

昌

彦

土地改良区の定款変更の認可

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、板柳東部土地改良区の定款の変更を令和五年四月十三日認可したので、同条第三項の規定により公告する。

令和五年四月二十四日

西北地域県民局長

長

内

昌

彦

土地改良区の管理規程の変更の認可

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第五十七条の二第三項の規定により、天間林土地改良区の金沢頭首工管理規程の変更を令和五年四月十一日認可したので、同条第四項の規定により、その概要を次のとおり公告する。

令和五年四月二十四日

上北地域県民局長

雪

森

正

三

管理規程の概要

一 放流及び取水に関する事項

頭首工管理責任者は、適正な取水位によりかんがい取水を行い、毎年五月十六日から九月七日までのかんがい期間にあつては、頭首工から受益地に必要なかんがい用水を放流するものとする。

二 施設を操作するため必要な機械、器具等の点検及び整備に関する事項

頭首工管理責任者は、当該施設を操作するために必要な機械及び器具並びにこれらの操作のために必要な資材を常に良好な状態に保つための点検及び整備を行う。

三 干ばつ、洪水時その他緊急事態における措置に関する事項

頭首工管理責任者は、洪水のおそれがあるときは、洪水警戒体制をとり、関係機関との連絡及び情報の収集を密接に行い、頭首工の操作に万全を期するものとする。干ばつ時には、頭首工の水位及び頭首工地点における取水状況を理事長に報告し、その指示により措置するものとする。

四 その他施設の管理に關し必要な事項

頭首工管理責任者は、頭首工管理日誌を備え、当該頭首工の管理に係る事項を記録し、管理日誌を理事長に提出して、その内容を報告しなければならない。

土地改良区の管理規程の変更の認可

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第五十七条の二第三項の規定により、天間林土地改良区の早川頭首工管理規程の変更を令和五年四月十一日認可したので、同条第四項の規定により、その概要を次のとおり公告する。

令和五年四月二十四日

上北地域県民局長 雪 森 正 三

管理規程の概要

一 放流及び取水に関する事項

頭首工管理責任者は、適正な取水水位によりかんがい取水を行い、毎年五月十六日から九月七日までのかんがい期間にあつては、頭首工から受益地に必要なかんがい用水を放流するものとする。

二 施設を操作するため必要な機械、器具等の点検及び整備に関する事項

頭首工管理責任者は、当該施設を操作するために必要な機械及び器具並びにこれららの操作のために必要な資材を常に良好な状態に保つための点検及び整備を行う。

三 干ばつ、洪水時その他緊急事態における措置に関する事項

頭首工管理責任者は、洪水のおそれがあるときは、洪水警戒体制をとり、関係機関との連絡及び情報の収集を密接に行い、頭首工の操作に万全を期するものとする。干ばつ時には、頭首工の水位及び頭首工地点における取水状況を理事長に報告し、その指示により措置するものとする。

四 その他施設の管理に關し必要な事項

頭首工管理責任者は、頭首工管理日誌を備え、当該頭首工の管理に係る事項を記録し、管理日誌を理事長に提出して、その内容を報告しなければならない。

（発行所・発行人）
青森市長島一丁目一番一
号 青森県

（印刷所・販売人）
青森市第二問屋町三丁目
番七七号 東奥印刷株式
会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十八円九十銭